



三好市まちづくり基本条例を紹介します

「三好市まちづくり基本条例」を広く知っていただくために条例の内容について連載しています。今月号からは、特徴のある部分を詳しく解説していきます。

ぜんぶん 【前文】

三好市まちづくり基本条例には「前文」が書かれています。前文とは、本文の前に書かれるもので、日本でもっとも有名な前文は「日本国民は、正当に選挙された…」で始まる日本国憲法前文で、どのような考えで日本国憲法が記されているのかを示しています。

三好市まちづくり基本条例前文も「豊かな自然や歴史的遺産・文化・伝統や美しい景観を保持し、次代に継承していくべきこと、市民が主役のまちづくりを目指して、みんなが力を合わせて安心して暮らせるまちづくりを進めていく」といった考えを示しています。

三好市まちづくり基本条例 前文

わたしたちのまち三好市は、平成 18 年 3 月三野町・井川町・池田町・山城町・西祖谷山村・東祖谷山村が合併し誕生しました。三好市は、吉野川を懐に抱き、四国山地、阿讃山脈に囲まれ、四国一広大な面積を有し、四国の中央に位置しています。また、古(いにしえ)から交通の要衝であり、県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展してきました。

わたしたちのまちには、西日本第二の高峰剣山、祖谷溪、大步危峡、黒沢湿原、腕山、龍頭・金剛の滝など豊かな自然、平家落人伝説、落合集落、祖谷のかずら橋、うだつの町並みなど先人から受け継いだ歴史的な文化遺産や美しい景観があります。

わたしたちは、これらを誇りとして、未来を担う子どもたちへと引継ぎ「ここに住んでよかった」、訪れた人が「また来たい」、「ここに住みたい」と思える「自然が生き活き・人が輝く交流のまち」の実現を目指します。

ここにわたしたちは「市民主役のまちづくり」を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割と責務を認識し、一人ひとりが互いに力を合わせ、自らの創意工夫により住みよい活力のあるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。



お問い合わせ先 **三好市 企画調整課** (電話 72-7607)

※ 条例の詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。

一般コミュニティ助成事業で、 イベント用備品を購入しました

財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業を活用し、徳善襖絵からくり舞台実行委員会が、イベント用備品を購入しました。

この事業は、宝くじの普及広報事業として、コミュニティ活動用品の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に役立てていただくものです。

【購入備品】

- 舞台用幕一式、堤燈 8 張
- 半天 25 着、パイプ椅子 120 脚
- 音響設備一式

【お問い合わせ先】

三好市地域振興課
電話 72-7649

